

食安輸発1101第1号  
平成22年11月1日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成22年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

平成22年度輸入食品等モニタリング計画については、平成22年3月30日付け食安輸発0330第2号（最終改正：平成22年10月28日付け食安輸発1028第1号）に基づき実施しているところですが、今般、ワイン中のナタマイシンに係るモニタリング検査の受入れ体制が整備されたことから、添加物の検査項目にナタマイシンを追加し、上記通知に基づくモニタリング検査の実施をお願いします。

なお、ナタマイシンが検出された場合にあっては、検出原因を確認の上、法への適合性を判断するようお願いします。